消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

■18歳・19歳の消費者トラブルの状況一成年年齢引下げから1年ー

2022年4月1日の成年年齢引下げから1年が経過しました。以下では18歳・19歳の消費者トラブルの状況をまとめました。(*独立行政法人:国民生活センターHPより)

18歳または19歳の相談件数は、2017年度以降は8,000~11,000件台で推移しており、2022 年度に寄せられた契約当事者が18歳または19歳の相談件数は9,907件である。

商品・役務等別でみると、2021年度に比べて20歳代の相談の特徴としてみられる「美(び)」(「脱毛エステ」「医療サービス」など)と「金(かね)」(「他の内職・副業」など)に関する相談が18歳・19歳でも多く寄せられている。

特に「脱毛エステ」については、特定事業者の倒産や返金遅延トラブルに関する相談もあり、大幅に件数が増加している。

<2022 年度における相談の傾向(商品・役務等別上位10位)>

1位「脱毛エステ」

「体験で店舗へ行ったところ、全身脱毛の説明をしつこくされて契約してしまった」「解約の電話をしているが繋がらず、メールを送っても返事がない」「契約した脱毛サロンが倒産したが、請求が続いている」などの相談が寄せられています。

2位「商品一般」

「身に覚えのない商品が届いた」という相談や架空請求についての相談が多く寄せられています。

3位「出会い系サイト・アプリ」

「SNSで知り合った異性に誘導されて出会い系サイトに登録したが、やり取りや個人情報交換のためにポイント代を次々と求められた」という相談のほか、「異性の悩みを聞いて報酬を得る仕事に興味を持ち、サイトに登録して悩みを聞き始めた。報酬を受け取るために費用がかかるとのことで課金したが、報酬が受け取れず支払いを求められ続ける」という相談もみられます。

4位「他の内職・副業」

主に転売ビジネスやアフィリエイト内職などの相談が寄せられています。インターネット検索やSNS広告などをきっかけとして副業サイトに登録しているケースが多く、「簡単に稼げるという広告を見て登録したところ、高額なサポートプランを勧誘された」という相談が寄せられています。

5位「賃貸アパート」

管理会社のサポートに不満があるという相談、退去時の原状回復トラブルについての相談が 寄せられています。

6位「他の健康食品」

定期購入に関する相談が多く、「お試しと思ってインターネットでダイエットサプリを注文したところ、定期購入だった」「初回で解約できることを確認してダイエットサプリの定期購入を申し込んだ。1回目を受け取った後、解約の電話をするが繋がらない」という相談が寄せられています。

7位「医療サービス」

美容医療に関する相談が多く、クリニックで行われる脱毛についての相談がみられます。 「料金が高額で、支払いが不安」という相談が寄せられています。

8位「役務その他サービス」

様々なサービスに関する相談が寄せられており、起業や稼ぎ方を指南するサポート契約の相談がみられます。

9位「アダルト情報」

「スマートフォンでサイトを見ていたら、突然、登録完了画面が表示された」という相談が 多く寄せられています。

10位「脱毛剤」

6位の「他の健康食品」と同様に、「お試しのつもりで注文したところ定期購入だった」という相談が多く寄せられています。

<トラブル防止のポイント>

- 安さや気軽さ、メリットを強調した広告に注意!
- 契約をせかす勧誘や借金を促す勧誘に注意!
- ・契約はその後のことを考えて慎重に検討する! 不安があれば周りに相談する!
- ・契約後、クーリング・オフや契約の取消しができる場合がある。
- トラブルにあったら、早めに消費生活センター等に相談する。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

~「ながら見守り」にご協力ください~

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースに あわせた見守り活動を始めてみませんか?

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、 不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン:188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話: 097-534-0999

◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

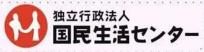
相談電話:097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

18歳・19歳に多い 「美」と「金」のトラスル! トラスルによくみられる セールストークをきとめました!



2023年5月

モニター

今だけ!

お試し価格

無料体験

今日契約したら この価格

学割がきくから

自分で 決めた方 がいい

親に相談したら反対するだろう

放置したままで 報酬

稼いだ分で後から 支払えばよい ○○するだけで 稼げる

短時間で稼げる

すぐに元をとる ことができる

三かれてない?

相談は消費者ホットライン 「188(いやや!)」番まで! 「美」のトラブル:脱毛エステ、医療サービス、エステティックサービスなどのトラブル 「金」のトラブル:内職・副業、金融コンサルティングなどのトラブル